

沖縄伝統空手審判規定 型(形)

〔審判基準〕

2024.10.24改訂版

第1条

- | | |
|----------------|--|
| 1 判定の視点 | — 伝統的沖縄空手の視点で判定する |
| 2 沖縄空手独特の体の使い方 | — アティファ、ムチミ、チンクチ、ガマク等 |
| 3 型(形)の正確性 | — 技を正確に順序正しく連携する |
| 4 型(形)の理解度 | — 型(形)の目的を理解している |
| 5 力 技 体 | — 力の強弱 技の緩急 体の伸縮 |
| 6 呼吸、間、極め | — 呼吸法 タイミング 極めのポイント |
| 7 運足 | — 一貫性と正確さ |
| 8 礼儀と基本 | — 礼儀 姿勢 立ち方 バランス |
| 9 得点基準 | — 初心・初級7.5~8.2 (7.8)
— 中級7.8~8.5 (8.2)
— 上級8.2~9.4 (8.8) |

〔型(形)の申告〕

第2条

- 1 競技者は規定に基づき、事前に演武する型の申告書を記録員に提出する。
- 2 申告後の変更は認めない。但し型規定外の型を申告した場合訂正することができる。

型(形)の呼称

第3条

- 1 競技者は、コート内開始位置に立ち、一礼の後、型名を明瞭に呼称する。
- 2 誤って呼称した場合、演武開始前の訂正は認めるが、開始後の訂正は認めない。
- 3 聞き取り難い場合、主審は競技者に確認するものとする。

〔減点その1〕 その程度や競技クラス、学年により減点基準が異なる。

第4条 (中級以下は、各審判の判断により減点しない場合もある。)

- 1 誇張動作(オーバーアクション)や過度に音を出す行為

- ア.身体や道着を叩く、足を踏み鳴らす等
イ.むやみに息を吐く、吸う
ウ.極端に長い居着き、流れを止める動き
エ.芝居がかった動き

第4条.1

	上級		中級以下	
ア	減点	0.2~0.5	減点	0~0.5
イ				
ウ				
エ				

- 2 型の間違いや不正確な技は減点となる。

- ア.型の順序や技を間違える
イ.拳の握り、引き手が不十分
ウ.目線が不安定
エ.立ち方が不安定
オ.ブレ、つまづき
カ.礼が無かった場合
キ.型を打ち直した場合

第4条.2

	上級		中級以下	
ア	減点	0.2~0.5	減点	0~0.5
イ				
ウ				
エ		0.5		
オ				
カ				
キ				

〔減点その2〕 その程度や競技クラス、学年により失格及び減点基準が異なる。

第5条 (中級以下は、各審判の判断により失格及び減点しない場合もある。)

第5条

	上級		中級以下	
1	減点	1.0	減点	0~1.0
2				
3				
4				

- 1 申告した型と異なる型を演武した場合。
- 2 型の呼称がなかった場合。
- 3 演武中に帯、赤紐、ゼッケン※1、眼鏡が落ちた場合。
- 4 服装規定違反があったとき、服装をただすために2分間与えられる。それでも不備がある場合。

※1 シールタイプゼッケンの

〔失格〕 すべてのカテゴリーに適用する。

第6条

- 1 演武を途中で放棄した場合。
- 2 審判員の指示に従わず態度が不穏当なとき。
- 3 古武道で武器を落下させた場合。
- 4 古武道で検査を受けてない場合。
- 5 フラッグ方式一片方が失格でも片方は演武を行う。

勝者の宣言を行う

〔棄権〕

第7条

- 1 2回の呼び出しで、競技コートに現れない場合。
- 2 フラッグ方式一片方が棄権ならば演武は行わない。

勝者の宣言を行う

〔中断〕

第8条

- 1 競技中体調異常を示した場合、中断し処置を受けさせる。競技の続行及び判定は審判団で協議し判断する。
- 2 競技中規定違反が疑われる場合中断し確認する。競技の続行及び判定は審判団で協議し判断する。

〔異議申し立て〕

第9条

- 1 審判の判定に対し異議申し立てをすることはできない。
- 2 数え間違い、計算間違いが疑われる場合、代表者か監督のみが監査に対し異議申し立てできる。
- 3 申し立てできるのは1試合後までとする。
- 4 対応は審判監査が協議し、最終判断は審判長が行う。

〔最終判断〕

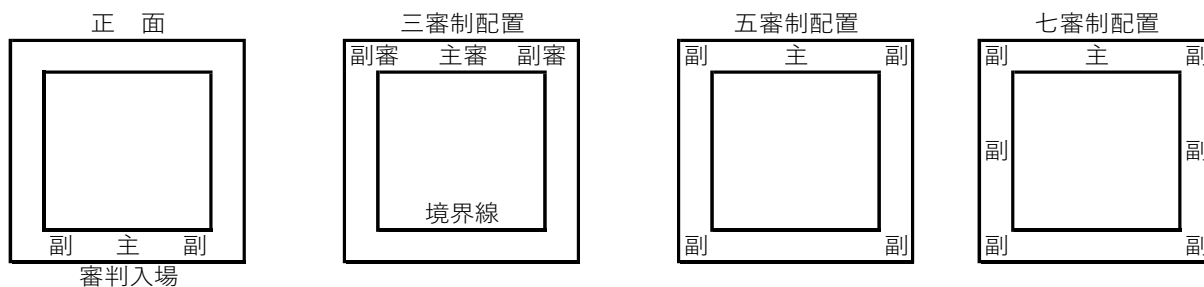
第10条

- 1 本規定に定めた事項及び事項以外に問題が生じた場合は最終的に審判長の判断に委ねるものとする。
- 2 競技者ならびにその他関係者に不穏当な言動があった場合、審判団、審判長、実行委員長の判断で、厳重注意、失格、退場などの措置を講ずる。

〔審判入場、退場と配置〕

第11条

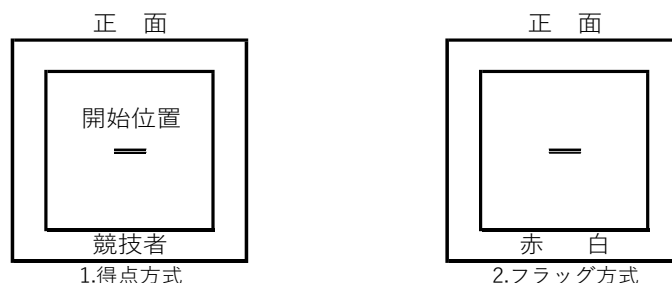
- 1 コート境界線に整列(横一列)し主審の合図で正面に一礼し入場、各審判席に着席する。退場も入場同様コート境界線に整列し、礼の後コート外に退出する。



〔競技者入場・退場〕

第12条

- 1 得点方式
 - ア.コート境界線に立ち一礼後開始位置に進み一礼する。
 - イ.型名を呼称し、演武を開始する。
 - ウ.終了後反転し境界線にもどり判定を待つ、判定後一礼し退場する。
- 2 フラッグ方式
 - ア.正面に向かって赤は左、白は右の境界線に立ち正面に礼、お互いに礼をする
 - イ.白はコート外に退出する。赤は開始位置に進み一礼し型名を呼称し開始
 - ウ.赤演武終了後一礼、反転して進み境界線で一礼後コート外に退出する。
 - エ.かわって白が演武する。終了後、境界線に赤左、白右で整列し判定を待つ。
 - オ.判定後一礼しコート外に退出する。
 - カ.主催者判断で赤白同時に演武を行う場合もある。



〔得点方式の判定方法〕

第13条

- 1 満点は10点 得点が小数点1位までの場合 0.1刻みで判定する。
- 2 満点は10点 得点が小数点2位までの場合 0.05刻みで判定する。
- 3 得点は最高点と最低点を除く合計点で判定する。
- 4 同点の場合は最低点を加算し判定する。さらに同点の場合は最高点を加算し判定する。
- 5 さらに同点の場合、演武型をかえて再度演武を行う。
- 6 もしくは、審判協議で判定を下す。

〔得点方式の審判動作〕

第14条

- 1 得点の表示—全審判員は主審の笛の合図(ピーピッ)に基づき(ピッ)で一斉に得点表を右手で挙げる。
- 2 告示員の発表、記録を確認した後、笛の合図(ピッ)で採点表をおろす。

〔フラッグ方式の判定〕

第15条

- 1 旗の表示ー赤旗もしくは白旗の過半数の表明を得た方が勝者となる。

〔フラッグ方式の審判動作〕

第16条

- 1 演武終了後、審判は主審の笛の合図(ピーピッ)に基づきピッの笛で一斉にどちらかの旗を挙げる。
- 2 全審判と記録員は旗の数を確認する。主審は勝者の旗を(ピッ)の笛で挙げて判定する。

〔判定の訂正〕

第17条

- 1 得点方式において、計算間違いがあった場合。
ア.監査、審判、記録員は次の演武が始まる前までに、判定の訂正を進言できる。
- 2 フラッグ方式において旗の数え間違いがあった場合。
ア.監査、副審、記録員は次の演武が始まる前までに、判定の訂正を進言できる。
- 3 間違いが確認された場合、審判長の判断で訂正できる。

〔空手着〕

第18条

- 1 競技者は白で無地の空手着を着用する。
- 2 女性のみ空手着の下に白Tシャツを着用できる。男子の着用は認めない。
- 3 上着の長さは、帯を締めたとき腿の中ほどまでとする。
- 4 上着の袖の長さは、手首から前腕の中ほどまでとする。袖はまくり上げない。
- 5 ズボンの長さは脛の2/3を覆い足首が見える長さとする。裾はまくりあげない。
- 6 空手着の刺繍は道場名、県.市.町.村名にとどめる。
- 7 フラッグ方式のとき赤帯は認めない。白帯は認める。
- 8 主催者判断でフルコン空手着の着用を認め、空手着の長さについても考慮する場合もある。

〔装備〕

第19条

- 1 鉢巻、ヘアークリップ、貴金属等を身に着けてはならない。
- 2 テーピング 包帯等は認めない。
- 3 負傷によるテーピングは大会救護ドクターが許可したもののみ認める。

〔審判員の服装〕

第20条

- 1 ブレザー(黒、濃紺) ズボン(黒、濃紺、グレー) ワイシャツ(白)
室内靴(黒) 靴下(黒) ネクタイ()

〔研修会の参加条件〕

第21条

- 1 沖縄伝統空手技能継承道場。及び沖縄伝統空手を学ばんとする道場、もしくは個人。
- 2 個人参加の場合、団体代表者の承認を要する。

- 3 中学生の参加は認めるがライセンスの取得は高校生以上とする。
- 4 参加するには認定員の承認を要する。

〔公認審判員(ライセンス)の取得条件〕

第22条

- | | | |
|----|---|-----------------------|
| 3級 | — | 審判研修会3回受講したもの。 |
| 2級 | — | 3級取得後、審判研修会2回受講したもの。 |
| 1級 | — | 2級取得後、実技・筆記試験に合格したもの。 |
| 上級 | — | 1級取得後、実技・筆記試験に合格したもの。 |
| 国際 | — | 上級取得後、実技・口頭試問に合格したもの。 |

〔公認審判員の種別〕

第23条

- | | | |
|----|---|----------------------------|
| 3級 | — | 初心・初級クラスでの審判資格を有するもの。 |
| 2級 | — | 初級・中級(小学生)クラスでの審判資格を有するもの。 |
| 1級 | — | 中級・上級(小学生)クラスでの審判資格を有するもの。 |
| 上級 | — | 有段者上級クラスでの審判資格を有するもの。 |
| 国際 | — | 国際大会クラスでの審判資格を有するもの。 |

〔認定員〕

第24条

- | | | | |
|--------|---|------------|---------------|
| 1 準認定員 | — | 上級ライセンス取得者 | 1級までの資格認定を行う。 |
| 2 認定員 | — | 国際ライセンス取得者 | すべての資格の認定を行う。 |

〔審判心得〕

第25条

- 1 何事よりも安全を優先させる。
- 2 公平であること。
- 3 沖縄伝統空手の視点をもつ。
- 4 礼儀正しくする。

〔資格取得、更新、失効〕

第26条

- 1 規定の条件をクリアし審査に合格した者が資格を取得する。
- 2 1級以上は実技と筆記試験を行う。不合格の場合現級更新となる。
- 3 1級以下の有効期間は3年とし、3年以内に更新もしくは受験する。
- 4 認定員、準認定員の有効期間は5年とし、5年以内に更新を行う。
- 5 更新とは現級の資格審査を受ける事である。更新が不合格の場合1つ級が下がる。
- 6 失効後、更新を希望する者は、認定員が定める規定の審査を受験しなければならない。
- 7 規約違反、審判技量不足は更新不可とする。
- 8 1級以上の資格取得者は、救命救急講習を3年に一度受講する。